

資料 2

新型コロナウイルス感染症関連による生徒の出席停止等の取扱い

生徒の状況		出席停止期間
発熱や風邪症状がある場合		発熱や風邪症状が治癒するまで
新型コロナウイルスの感染が判明した場合		治癒するまで
濃厚接触者に当たると特定された場合		14日間
濃厚接触者と接触している場合		接触した濃厚接触者について、衛生当局の判断が出るまでの期間
同居の家族に新型コロナウイルス感染症の症状が疑われる場合	発熱やひどい風邪症状の場合	発熱や風邪症状が治癒するまで
	帰国者・接触者相談センターに相談の場合	帰国者・接触者相談センターの指示に従う

**\* <保護者から感染が心配なので休ませたいと申し出のあった生徒の対応>**

「出席停止」扱いとはしない。「事故欠(感染症予防)」扱いの欠席とする。

現時点(4/13)では、「事故欠(感染症予防のため)」扱いの欠席とする。

ただし、現在学校で行っている新型コロナウイルス感染症予防対策について十分な説明を行う。そのうえで欠席させるかどうかは保護者の判断に委ねる。

また、「感染経路がわからない患者がふえている地域」に該当するような状況に勝った場合は、改めて協議をすることとする。